

入札参加者資格審査申請書記載事項変更に係る届出について

●入札参加者資格申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

変更項目	必要書類
商号又は名称 代表者職氏名 住所	・入札参加者資格変更届 ・商業登記簿謄本(写し可) ・印鑑証明書(代表者印を変更した場合) 【実印以外を使用する場合又は委任先がある場合】 ・使用印鑑届兼委任状 【建設業法上の変更届出が必要なもの】 ・建設業許可の変更届の写し(許可行政庁又は経由行政庁の受付印のあるもの) ・その他、変更届に添付した書類
(電話・FAX 番号)	・入札参加者資格変更届のみ
委任事項	・入札参加者資格変更届 ・使用印鑑届兼委任状 【建設業法上の変更届出が必要なもの】 ・建設業許可の変更届の写し又は許可行政庁に提出した建設業許可申請書別紙二(1)若しくは2(2) ・その他、変更届に添付した書類
(電話・FAX 番号)	・入札参加者資格変更届のみ
登録業種の取消し	・入札参加者資格変更届のみ ※ 登録業種の追加は、随時申請が必要です。
経営事項審査結果 《建設工事のみ》	・経営事項審査結果通知書のみ(写し可、FAX 可) ※ 有効期間(1年7カ月)が切れないように、常に最新のものを提出してください。 ※ 入札参加者資格変更届は不要です。

※ その他、変更の内容によっては、ここに記載する書類以外にも提出が必要となる場合がございます。

【合併等により入札参加者資格に変更があった場合の取扱いについて】

- 合併等に伴い、入札参加者資格を承継する場合は関係書類の提出が必要となります。
(登録業種を引き継ぐため、新たに業種を追加したい場合は随時申請が必要です。)

合併後の登録形態によっては、ここに記載する書類以外にも提出が必要となる場合がございます。

詳しくは政策課(0285-22-3228)までお問い合わせください。

1. 合併した場合

(存続会社を甲、消滅会社を乙とします。)

変更項目	必要書類
共通	①入札参加者資格変更届 ②入札参加者資格審査申請書 ③合併契約書(協定書)の写し ④株主総会議事録(合併契約書を承認する記載が必要)の写し ... 甲、乙(両社) ⑤定款の写し ... 甲 ⑥商業登記簿謄本の写し ... 甲 ⑦許可通知書(証明書)、登録通知書等の写し ... 甲 ※ 建設業許可については、合併日以降を審査基準日とする 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しも 提出していただきます。 ⑧建設業許可の廃業届の写し(建設工事の場合) ... 乙
存続会社が組合に 登録のない業者の 場合	①営業所一覧表 ②納税証明書(直近2年分、回収資源の場合は直近5年分) ③印鑑証明書 ④誓約書(暴力団排除) ⑤誓約書(談合防止) ⑥使用印鑑届兼委任状 ⑦財務諸表(直近2年分、回収資源の場合は直近5年分) ※ 新規登録申請時に提出する書類と同等のものが必要と なります。 ※ 登録業種を追加したい場合は、随時申請が必要です。 ※ 証明書は発行日より3ヵ月以内のもの(写し可)。

2. 営業(事業)譲渡を行った場合

(子会社・承継譲受会社又は譲受会社を甲、親会社・承継譲渡会社又は譲渡会社を乙とします。)

変更項目	必要書類
共通	①入札参加者資格変更届 ②入札参加者資格審査申請書 ③営業(事業)譲渡契約書(協定書)の写し ④株主総会議事録(営業(事業)譲渡契約書を承認する記載が必要)の写し ... 甲、乙(両社) ⑤定款の写し ... 甲 ⑥商業登記簿謄本の写し ... 甲 ⑦許可通知書(証明書)、登録通知書等の写し ... 甲 ※ 建設業許可については、合併日以降を審査基準日とする 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しも 提出していただきます。 ⑧建設業許可の廃業届の写し(建設工事の場合) ... 乙
子会社・承継譲受会社又は譲受会社が組合に登録のない業者の場合	①営業所一覧表 ②納税証明書(直近2年分、回収資源の場合は直近5年分) ③印鑑証明書 ④誓約書(暴力団排除) ⑤誓約書(談合防止) ⑥使用印鑑届兼委任状 ⑦財務諸表(直近2年分、回収資源の場合は直近5年分) ※ 新規登録申請時に提出する書類と同等のものが必要となります。 ※ 登録業種を追加したい場合は、随時申請が必要です。 ※ 証明書は発行日より3ヵ月以内のもの(写し可)。

(分割承継受会社又は分割新設会社を甲、分割会社を乙とします。)

変更項目	必要書類
共通	①入札参加者資格変更届 ②入札参加者資格審査申請書 ③分割契約書(協定書)又は分割計画書の写し ④株主総会議事録(分割契約書を承認する記載が必要)の写し ... 甲、乙(両社) ⑤定款の写し ... 甲 ⑥商業登記簿謄本の写し ... 甲 ⑦許可通知書(証明書)、登録通知書等の写し ... 甲 ※ 建設業許可については、合併日以降を審査基準日とする 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しも 提出していただきます。 ⑧建設業許可の廃業届の写し(建設工事の場合) ... 乙
分割承継受会社が 組合に登録のない 業者の場合	①営業所一覧表 ②納税証明書(直近 2 年分、回収資源の場合は直近 5 年分) ③印鑑証明書 ④誓約書(暴力団排除) ⑤誓約書(談合防止) ⑥使用印鑑届兼委任状 ⑦財務諸表(直近 2 年分、回収資源の場合は直近 5 年分) ※ 新規登録申請時に提出する書類と同等のものが必要と なります。 ※ 登録業種を追加したい場合は、随時申請が必要です。 ※ 証明書は発行日より 3 ヶ月以内のもの(写し可)。

4. 会社更生法に基づく手続開始決定を受けた場合

変更項目	必要書類
共通	①入札参加者資格変更届 ②更生手続開始決定書の写し ③更生手続開始決定以降に定款、役員について変更があった場合はその内容を証明する書類(商業登記簿謄本の写し等) ※ 建設業許可については、更生手続開始決定日以降を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しも提出していただきます。

5. 民事再生法に基づく手続開始決定を受けた場合

変更項目	必要書類
共通	①入札参加者資格変更届 ②再生手続開始決定書の写し ③再生手続開始決定以降に定款、役員について変更があった場合はその内容を証明する書類(商業登記簿謄本の写し等) ※ 建設業許可については、再生手続開始決定日以降を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しも提出していただきます。

※有資格業者と無資格業者による、

合併等における入札参加者資格の承継の取扱いについて

存続会社	消滅会社	承継の取扱い
有資格業者	有資格業者	両会社の資格を継続
有資格業者	無資格業者	存続会社の資格を継続
無資格業者	有資格業者	消滅会社の資格を継続(存続・消滅両社で同業種の許認可等を取得していることが条件)